

参考資料

以下については、教団規則ではないものの、手続き（運用）の明確化を図るため 2024 年 10 月 20 日の責任役員会で承認されたものである。

各教会で参照できるようここに記載する。

教団の代表印が必要な取引について

教団の代表印が必要な取引（ex.不動産契約、リース契約等）をする際の手続きを以下のとおりとする。

1. 教団が支払うもの

- ・責任役員会で決議の後、調印、取引を行う

2. 各教会が支払うもの

- (1) 事前に各教会より教団に連絡
- (2) 担当局より教団責任役員へメール等の手段により事前連絡、承認を得る
- (3) 調印手続き
- (4) 定例の教団責任役員会で取引内容等最終報告